

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

結城市の人口は、平成17年以降微減、世帯数は増加傾向、世帯人員は減少傾向にあり、年齢区分別の人口構造においては、15～64歳の生産年齢人口が経年的に減少し、65歳以上の老年人口が増加している。

産業別の就業構造では第1次産業と第2次産業が減少、第3次産業は横ばいとなっており、事業所数は減少傾向にあるが、従業員数は平成21～24年にかけて減少したのち、平成28年から増加に転じている。

商業については、結城駅北側の北部市街地を中心に発展したが、車社会や区画整理事業などにより、市民の消費行動の範囲が拡大したことから、北部市街地の衰退傾向が顕著となっている。

工業については、圏央道や五霞インターチェンジの開設などにより、結城第一工業団地を中心に堅調で多種多様な企業進出が続き、さらなる産業拠点の形成を進めている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、先端設備等の導入を促すことで市内中小企業の経営の安定を図ることとする。

これを実現するため、本計画を作成し、計画期間中に20件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本市の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、製造業、農業、サービス業と多岐に渡り、様々な業種が経済、雇用を支えているため、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

ただし、市内事業者の経営安定が本計画の目標であるため、その目標へ直接影響を与えない売電を目的とした太陽光発電事業など、現に市内に事業所等の日常的に企業活動に従事する建築物を持たない事業については、本計画の対象から除く。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮すること。
- ・ 公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮すること。
- ・ 設備を設置する際は、近隣への環境や景観に配慮すること。
- ・ 市税等に未納が認められる場合は、認定の対象としないこと。